

資料4

教員採用選考試験の動向とその対策

文学部教職課程

准教授 佐藤敬子

近年の厳しい就職状況の中、一般企業と同様に教育公務員も少子化の影響や学校の統廃合など、様々な社会の影響を受け、容易な道とは言えません。

しかし、これまでに教員として採用された先輩の多くは、最後まで諦めずに自分を信じて努力を続け希望を実現しています。

教職課程を履修している学生の皆さんが、一人でも多く教壇に立ち、「なりたかった自分」を実現することを願って、過去に教員採用試験を受験した人からの情報及び、過去問の分析を通して、今後の受験対策についてまとめてみました。

第1部 一般教養

国語：漢字の読み、書き取り及び同訓異義語、同音異義語、四字熟語についての問題が頻出です。

さらに現代文の読解問題は、段落の並べ替えや要旨を問う問題が頻出です。長文の読解については、日頃から新聞に目を通すことが大事です。

英語：長文問題の中の空欄補充や書き換え問題が頻出。ことわざは空欄補充だけでなく、意味を説明する問題も出題されています。

また、英語のことわざに対応する日本語のことわざを選ばせる問題も頻出です。

歴史：「日本史」及び「世界史」ともに、まんべんなく出題されていますが、日本文化史についてはかなりの頻度で出題されています。そのため、各文化の特徴及び代表的な作品、人物について確実におさえておく必要があります。

地理：地形図の読み取り、時差の計算、日本と世界の地形・気候区分に関する問題が頻出です。

また、統計資料に関する問題が多く出題されており、日本の主要輸入品と輸入先に関する問題が例年出題されています。

政治：基本的人権、国会・内閣の権限、衆議院の優越、裁判所のしくみについての出題が多いです。これらの問題は、憲法の条文に基づく空欄補充や正誤問題がほとんどのため、重要条文についてキーワードを中心として確実に押さえておく必要があります。このほかに、選挙制度や地方自治、国際連合と国際機関、冷戦・核軍縮についての問題が見られます。

経済：景気調整の機能（フィスカル・ポリシー、ビルト・イン・スタビライザーなど）や直接税・間接税、インフレ・デフレといった財政についての問題と国際間の地域的統合（E U、A S E A Nなど）についての出題率も高く、社会情勢に敏感であることが大切です。

数学：数や式の計算、方程式、平面や空間図形における角度、辺の長さ、面積・体積などを求める問題、順列、組合せ、確率などが多く出題されています。公式をおさえた上で数多くの問題にあたり、解法を身に付けておきましょう。

- 理科**：「物理」では電圧・電流・抵抗の値や消費電力を求める電磁気の問題。「化学」では酸化・還元、電気分解などの化学反応、酸素・水素などの気体の性質、塩酸やアンモニアなどの液体の性質についての問題。「生物」では動植物の分類やヒトの器官、細胞の構造についての問題。「地学」では地震発生のメカニズム、地球の公転・自転に伴う月や星の動きといった天体、前線・天気といった大気の変化についての問題が多いようです。
- 倫理**：出題する自治体は少ないものの、出題傾向としては、古代ギリシアの思想、世界三大宗教、孔子や孟子などの中国の諸子百家について問われることが多いようです。
- 美術**：西洋美術史についての出題が多く、ルネサンスから後期印象派までがよく問われます。資料・絵画から画家・彫刻家名と作品名、流派の名称を答える問題が多く、日本美術史については、各時代の文化についての特徴を問う問題が多いようです。
- 音楽**：西洋音楽史について多く出題されています。作曲家と作品の組み合わせ問題が頻出のため、セットにして覚えておく必要があります。また、自治体によっては、示された音譜の作曲者を問う問題や日本の伝統音楽などについての問題もあります。
- 情報**：情報技術に関する基本的な欧文略語や日本語名を組み合わせる問題、コンピュータ・インターネット用語やその意味を問う問題が多いです。
- 環境**：環境汚染や環境破壊、環境保全についての出題が多いです。特に、地球温暖化、酸性雨、砂漠化、森林破壊、オゾン層の破壊の原因について、空欄補充や正誤を問う形式で出題されることが多いです。
- 社会時事**：ニュースを題材として広範囲にわたって出題されています。政治・経済分野の重大な出来事はもとより、生活に身近な新法・改正法が頻出しています。近年では、裁判員制度、児童虐待防止法、CO₂削減目標などが出題されています。また、「いじめ」や「体罰と懲戒」など今日的な教育課題からの出題も多く、日頃から新聞を読み込む習慣やニュース、インターネットなどで新しい情報を入手することが大切です。
- ご当地問題**：地域や地方ならではの問題を出題する自治体があります。地理、歴史、郷土出身の著名人、郷土料理、特産物、伝統工芸品、施策など多様な出題があります。

第2部 教職教養

<教育原理>

学習指導要領：総則の「教育課程編成の一般方針」、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の空欄補充問題は頻出です。また、学習指導要領本文を熟読するとともに、その解説や2008年1月に中央教育審議会より出された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」にも目を通し、正誤問題等にも対応できるように理解を深めておきましょう。

生徒指導：2010年3月に文部科学省から、新たな生徒指導の基本書として公表された『生徒指導提要』からの、冒頭の生徒指導の意義について述べた文章の空欄補充問題がよく出ます。いじめや不登校、問題行動に関する通知・報告など、生徒指導上の諸問題への対処に関する、正誤問題や論述の問題も多く出題されます。

特別支援教育：2007年4月に文部科学省から出された「特別支援教育の推進について（通知）」は頻出であり、熟読しておきましょう。また、特別支援教育制度成立までの答申や報告、LD、ADHD、高機能自閉症などの定義や対応、学校教育法等の関連条文についてもしっかり押さえておきましょう。

人権教育：人権教育については「人権教育の指導方法等の在り方について（1次～3次とりまとめ）」からの出題が多いようです。また、自治体独自の取り組みや施策に関する出題が多い領域なので、受験する自治体の情報をしっかり押さえておきましょう。

教育法規：2006年12月に改正教育基本法が成立したことを受け、2007年6月以降に学校教育法等関連法規の改正が行われました。例年、条文の空欄補充の問題が出題されているため、法規ごとに新設・改正された条文を整理しておきましょう。

☆ここで、頻出・重要条文を列挙しますので参考にしてください。

教職員に関する法規の頻出条文

法律名	条 文
日本国憲法	第26条第1項（教育を受ける権利）、同条第2項（教育を受けさせる義務・義務教育の無償）
教育基本法	前文・第1条～第18条の全条文 〔特に前文・第1条（教育の目的）・第4条第1項（教育の機会均等）は最頻出条文。また、第2条が規定する教育の5つの目標はすべて確実に覚えよう。〕
学校教育法	第1条（学校の範囲）、第11条（児童・生徒等の懲戒）、第12条（健康診断等）、第16条（義務教育年限）、第17条（就学させる義務）、第21条（義務教育の目標）、第34条（教科用図書）、第35条（児童の出席停止）、第37条（教職員の配置・職務）
学校保健安全法	第1条（目的）、第5条（学校保健計画の策定等）、第13条（児童生徒等の健康診断）、第19条（感染症による出席停止）、第20条（臨時休業）、第27条（学校安全計画の策定等）
地方公務員法	第28条（分限処分）、第29条（懲戒処分）、第30条～第38条の全条文、第39条第1項（公務員の研修）
教育公務員特例法	第1条（趣旨）、第17条（兼職及び他の事業等の従事）、第21条（研修の義務）、第22条（研修の機会）、第23条（初任者研修）、第24条（10年経験者研修）、第25条の2第1項（指導改善研修）
教育職員免許法	第4条（免許状の種類）、第5条第7項（授与）、第9条（免許状の効力）、第9条の3（免許状更新講習）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第3条（教育委員会の組織）、第4条（教育委員の任命）、第12条（教育委員会）、第16条（教育長）、第34条（教職員の任命）、第43条第1項（サービスの監督）、第47条の5（学校運営協議会）
児童虐待の防止等に関する法律	第2条（児童虐待の定義）、第5条（児童虐待の早期発見等）、第6条（児童虐待に係る通告）

これらのうち群を抜いて出題が多いのが、日本国憲法第26条、教育基本法、学校教育法第11条の懲戒

と体罰、地方公務員法の服務、教育公務員特例法の研修です。

<教育史>

西洋教育史と日本教育史に分かれます。西洋教育史では、近代以降の著名な教育思想家についての出題が多く、問題の形式としては教育思想家の名前と、主要著作や思想の概要に関する文章を結びつけさせる問題が多いです。日本教育史では、明治期以降の年表の空欄補充問題や、歴史上の著名事項を年代順に並べ替えさせる問題が多いです。また、学習指導要領の変遷史も出題されることがあります。「特別活動の創設」、「生活科の創設」、「総合的な学習の時間」というような改訂内容が、どの年の改定のものかを把握しておきましょう。

<教育心理>

発達では、ピアジェやフロイトの発達段階説、エリクソンの発達課題説に関する問題。学習では、プロフやスキナーによる条件づけの理論、バンデューラの社会的学習理論（モデリング）に関する問題。人格では、ロールシャッハテスト、Y-G性格検査などの人格検査に関する問題。教育評価では、ハロー効果、ピグマリオン効果、中心化傾向などに関する問題が多いようです。

<教育時事>

答申・報告書等を重点的に学習する必要があります。具体的には、現行制度にかかわる答申・報告書、最新の答申・報告等を中心にまとめておきましょう。最近の試験では、「教育振興基本計画」、学習指導要領改訂に関する答申、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」からの出題がありました。また、情報教育やキャリア教育、環境教育、食育など近年注目されている教育などに目を向け、答申・報告等を文部科学省のホームページなどで確認しておきましょう。

また、今日的な課題である「いじめ・不登校」「体罰と懲戒」「公務員倫理」等に関する新聞記事やニュースと教育法規とを関連づける問題も出題される傾向があります。

第3部 論作文試験

教員採用試験には、筆記試験ばかりでなく、面接試験、適性試験、論作文試験と様々な試験を課し、あらゆる角度から受験生を評価します。中でも受験生の思考力や表現力のみならず、人間性を把握しようとするのが論作文試験です。

特に近年は、人物重視の傾向が顕著となり、今後もこの傾向は続くものと予想されます。従って論作文が採用試験の中でも重要視されることは明らかです。

このような状況から教員採用試験に合格するための論作文の作成について、いくつかの攻略法をまとめたので参考にしてください。

出題傾向と対策

教員採用試験で出題される論作文のテーマは、およそ4つに分けることができます。あらゆるテーマに対応できるよう準備しておく必要があります。

テーマ1：教育論	
内容	教育の目的、今後望まれる教育の在り方や教育課題など、現代の教育に求められていることについて問うテーマ。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・教育改革の流れをつかんでおきましょう。 ・時事的教養が必要となるため、中央教育審議会答申や文部科学省報告等には必ず目を通し、教育に関して自分なりの見解をまとめておきましょう。
テーマ2：教師論	
内容	主に3つに分けられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・目指す教師像を問うテーマ ・教師としての使命感を問うテーマ ・教師の資質・能力を問うテーマ
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・教師像については、自分本位の教師像を述べるのではなく、子どもが求める教師、保護者が求める教師、社会が求める教師など様々な視点から論述できることが大切です。目指す教師像にどのように努力をして近づいていくかを論述しましょう。 ・使命感については、現代の学校教育の状況を把握し、現在の教育における教師の使命とは何かなどを論じましょう。 ・中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」に示された「優れた教師の条件」等を参考にして、教師にどのような資質・能力が必要なのかを自分なりに考えてみましょう。
テーマ3：生徒指導・学習指導	
内容	主に2つに分けられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育の内容・目標に関するテーマ ・教育問題・学校教育の在り方に関するテーマ
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の内容・目標に関するテーマについては、自分の担当教科あるいは学級担任として具体的にどのように取り組んでいくかを論述しましょう。 ・教育問題・学校教育の在り方に関するテーマについては、教育実習の経験の他、新聞・雑誌等を利用して教育現場の情報を収集し、自分なりの意見・対処法をまとめておきましょう。
テーマ4：抽象題	
内容	教育には直接関係しない語句や事象をテーマとして設定し、社会人としての常識や教師としての教育観、受験者のこれまでに形成された人格や感性などを評価します。テーマとしては、「こころ」、「響き」、「橋」など様々ですが、最終的には教育に関連のある内容にしましょう。
ポイント	例えば、「ことば」というテーマであれば「人を朗らかにさせることば」「思い出に残ることば」など論述しやすいテーマに加工しましょう。

時間配分に注意して書こう

まず、与えられた課題の意味を正確に把握し、主題（中心とする内容）を決定することが、論作文を書く出発点です。その柱に沿って、自分の主張を展開する必要があります。そのためには、次の点を頭に入れて、時間配分に注意しながら、手際よく書くことです。

- ・ 課題の意味を把握する。
- ・ 最初の短い時間（5～10分）で自分の主張することを決める（論点を絞る）。
- ・ 文章全体の構成を考える。

表記、表現上の留意事項を押さえて書こう

論作文を書く上で、最低限、下記のことを留意しなければ合格は不可能です。

- ①原稿用紙の正しい使い方ができているか。
- ②文体が統一されているか（常体「である。」「だ。」と敬体「です。」「ます。」の混用は避ける）。
- ③句読点、カッコは適切な位置に書かれているか。
- ④仮名と漢字が適切に使われているか（「こと、ため、ところ、もの、わけ」などは仮名書きの方がよい）。
- ⑤文法上正しい文章になっているか（主語と述語の呼応、修飾語と被修飾語がはなれすぎているか、助詞「て、に、を、は」の正しい使い方、動詞の態（受動態能動態）・語句を正しい意味で用いているかなど）。
- ⑥簡潔でわかりやすい文になっているか（一文が長すぎないか、同じ語句または同意の語句の繰り返しはないか、回りくどい表現はないか、修飾語が長すぎないか）。
- ⑦教育用語を正確に用いているか（児童、生徒、学生等）。
- ⑧俗語・流行語を用いていないか。
- ⑨字数は適当であるか（9割以上は埋めておくのが無難）。

常にこれらのことを意識して、書く練習を積み重ねましょう。

論作文の受験対策は、多くの文例を読み、自分自身で実際に論作文を書いてみるのが最も効果的な方法です。

そのため、時間を設定して実際に原稿用紙に論作文を書くことが大切です。